

令和 8 年 5 月 29 日  
健康保険組合連合会

## 健康保険法等一部改正法の成立にあたって (米川孝副会長コメント)

本日、参議院本会議において、「健康保険法等の一部を改正する法律案」（健康保険法等一部改正法）が可決、成立した。ここに至るまでの関係者の尽力に改めて敬意を表する。

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、今般の改正法には、OTC 類似薬の薬剤自己負担の見直し、後期高齢者医療制度における金融所得の自己負担等への勘案、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直しなどが盛り込まれた。

健保組合・健保連は、これまで▽現役世代の負担軽減、▽給付と負担のアンバランスの解消、▽負担能力に応じた負担、世代間・世代内の負担の公平性の確保、▽保険給付の適正化・重点化一等を求めてきており、今般の改正法は、全世代型社会保障の構築を見据え、我々の考え方に沿ったものとなっており、評価したい。

一方、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直しは、新たな給付体系の枠組みは決まったものの、分娩費等の金額設定など、詳細な制度設計はこれからとなる。医療保険財政、また保険料負担への影響を十分に考慮するなど、速やかな取組みを求めたい。

現役世代、特に健保組合を取り巻く環境は、今後も極めて厳しい状況が見込まれる。全世代型社会保障の構築に向けては、後期高齢者にかかる現役並み所得者の給付費への公費投入、自己負担割合や年齢区分の見直しなど、さらなる高齢者医療制度改革、保険給付範囲の見直しや医療提供体制の効率化など、多くの課題が残されている。

政府におかれては、国会審議や附帯決議の内容を尊重し、その実現を図るとともに、国民皆保険制度の維持と全世代型社会保障の構築に向けた抜本的改革を早期に断行するよう強く要望する。

問い合わせ先

政策部医療保険グループ

TEL 03-5990-2250